

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

愛媛県 B A. 5 対策強化宣言

令和4年8月9日(火)～8月31日(水)

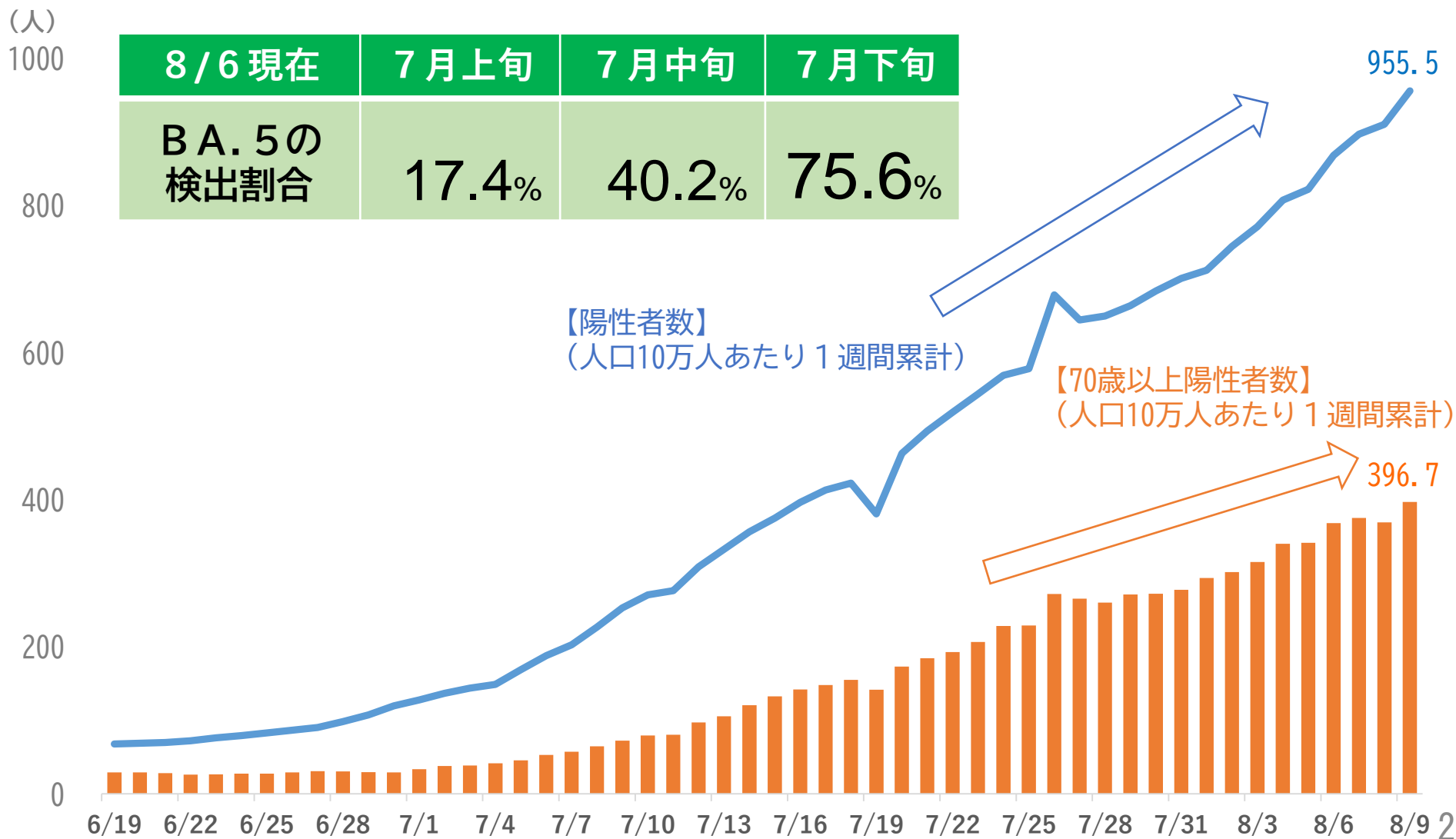
～重症化リスクの高い方を守るため

保健・医療のひっ迫回避と感染回避の徹底を～

- ◇ B A. 5 系統への置き換わりは 7月下旬時点で75%超。
- ◇ 県内の陽性者数は、先週1週間で1万人を大きく超え、感染の増加が続く。高齢者にも感染が広がり、基礎疾患の悪化等で亡くなる方も増加。
- ◇ 病床使用率も 50%を超える状況が続き、保健・医療の負荷は、かつてなく高まっている。県民の命を守るためには、保健・医療のひっ迫を防ぎ、感染回避を基本とした行動が極めて重要。

BA.5の検出状況及び陽性者数（全年代・70歳以上）の推移

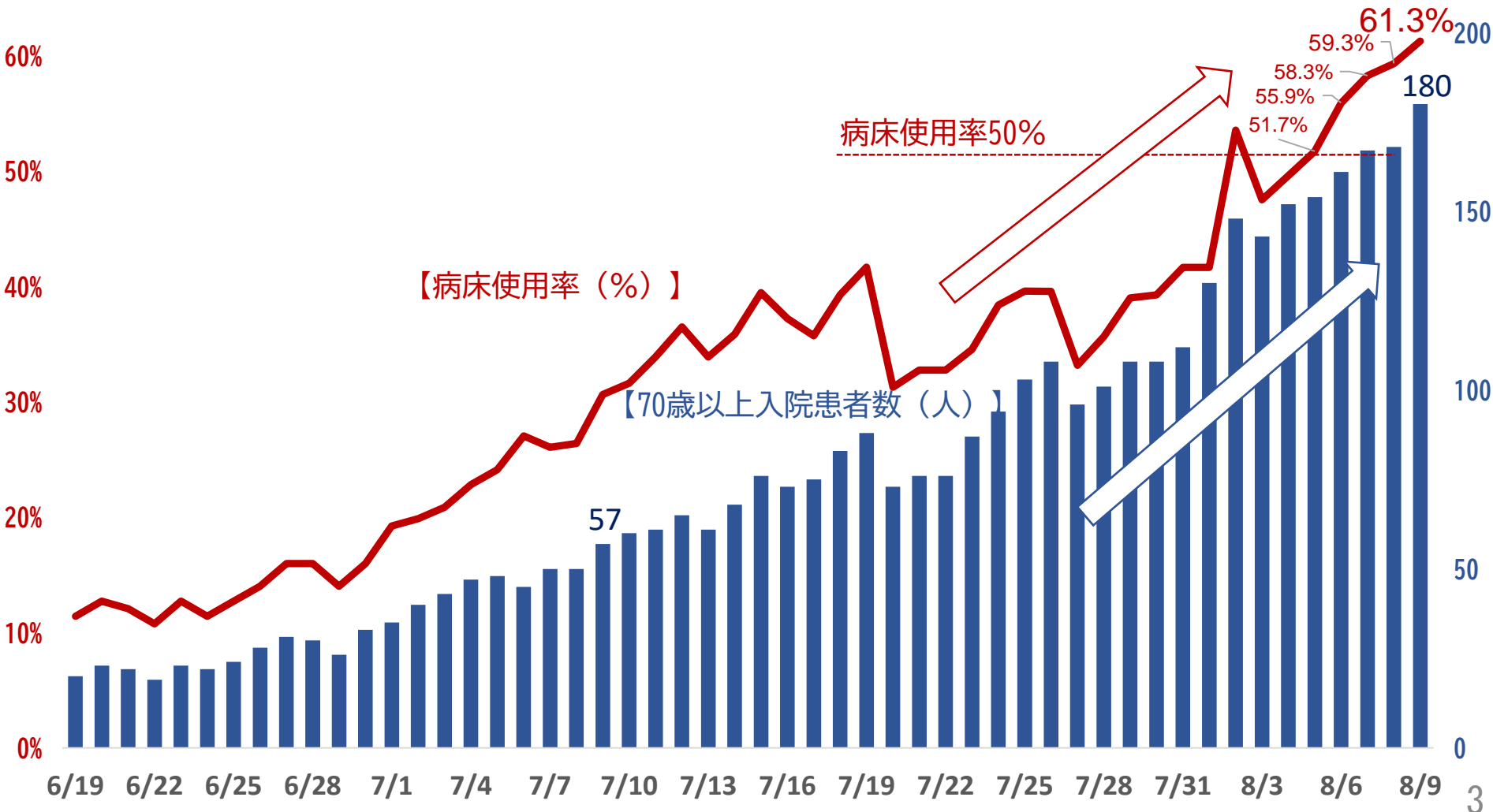
- BA.5への置き換わりが進んだ影響もあり、全年代の陽性者数は、7月中旬以降急増
- 全体の陽性者数の増加に伴い、70歳以上の陽性者数も増加



病床使用率及び入院患者数（70歳以上）の推移

○第7波に突入(6/19)以降、陽性確認の拡大に伴い、

- 70歳以上の入院患者数は、1か月で3倍以上(57⇒180人)
- 病床使用率も、50%を超える状況が続き、医療現場の負荷は極めて高い状況



「愛媛県BA.5対策強化宣言」の項目

◇保健・医療のひっ迫回避

- 症状に応じた適切な医療受診
- 保健所の業務を重症化対応に重点化

◇感染回避のための対策の強化

- 会食ルールの強化
- 夏のイベント対策の徹底・強化
- 地域スポーツ・文化活動の対策強化
- 高齢者への感染を防ぐ対策の徹底

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な取り組み①

◇保健・医療のひっ迫回避

【病床の確保・自宅療養のフォロー体制の整備】

- ◆最大確保病床：360床（7/12現在）⇒ 41床増（401床（8/9現在））
（※8/31までの期間限定の9床増床を含む。）
- ◆自宅療養者医療相談センターの運用（8/1～）

急激な感染拡大により、保健・医療の負荷が増大。治療が必要な方を確実に医療につなげるために、更に次の取り組みを進める。

➤ 症状に応じた適切な医療受診

- ・症状が軽い場合は、休日・夜間は無理して医療機関を受診せず、心配であれば、平日の日中に受診
- ・陽性が確定した自宅療養者は、症状悪化時には、医療相談センターに連絡
- ・緊急を要する場合は、救急車を利用

➤ 無症状者の自主療養届出システムの導入（8月10日予定）

- ・無料検査等で陽性結果が出ても、無症状の場合は、無理して医療機関を受診せず、自主療養届出システムを利用して自宅で療養（自主療養）を（職場等への提出に活用可能な「届出証」をメールで返信）

【参考】※4学会声明に基づき作成

限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急利用に関する4学会声明（2022年8月2日）

～新型コロナウイルスにかかったかも？と思った時にどうすればよいのか～

- ・症状が軽い
飲んだり食ったりできる
呼吸が苦しくない
乳幼児で顔色が良い
- ・65歳未満で基礎疾患や妊娠がない

- ・症状が重い
水分が飲めない
ぐったりして動けない
呼吸が苦しい
呼吸が速い
乳幼児で顔色が悪い
乳幼児で機嫌が悪くあやしてもおさまらない
- ・37.5℃以上の発熱が4日以上続く
- ・65歳以上
- ・65歳未満で基礎疾患あり
- ・妊娠中
- ・ワクチン未接種

- ・表情、外見
顔色が明らかに悪い
唇が紫色になっている
表情や外見等がいつもと違う
様子がおかしい
息が荒くなった
- ・息苦しさ等
急に息苦しくなった
日常生活で少し動いただけで息苦しい
胸の痛みがある
横になれない
座らないと息ができない
肩で息をしている
- ・意識障害
意識がおかしい（意識がない）



○休日・夜間は無理して医療機関を受診せず、心配であれば、平日の日中に受診



○医療機関へ相談、受診（オンライン診療を含む）



○救急車をためらわない

※判断に迷う場合はかかりつけ医への相談や、救急相談センター（#8000）などを活用

愛媛県自主療養届出システム

- 無料検査や自己検査で陽性結果が出たが、無症状の場合に、医療機関を受診せず、療養（自主療養）する際に、職場等に届け出るために活用

【システムの概要】

無料検査や自己検査
で陽性結果が出た方
のうち
「無症状の方」

① Webフォームに入力し送信

- ・ 検査結果（陽性）
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 電話番号
- ・ 居住地
- ・ 検査日
- ・ 使用目的
- ・ 提出先（会社名等） 等



自主療養届出
システム

② 「届出証」出勤可能予定日等
が記載されたメールを返信

○留意事項

- ・ 保険金請求等の根拠資料に使用することはできません。
- ・ 無症状の場合、検査日から7日間を経過するまでは、できるだけ自宅で療養をお願いします。
- ・ 療養中に症状が出た場合は、必要に応じて医療機関を受診してください。

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な取り組み②

- **ファーストタッチ**（医療機関の陽性診断の届出後、保健所から翌日までに陽性者に連絡し、直接状況を聞き取り）の
対象者を重症化リスクの高い方(※)に重点化

(※) 重点観察対象者等

- ・ 65歳以上の高齢の方や重症化リスク因子を複数有する方、妊娠中の方
- ・ 医療機関から要請があった方

- **重症化リスクの低い方には、SMS（ショートメール）を活用し、保健所から療養中の留意事項を連絡。疫学調査等は実施しない。**
(準備が整った保健所から切り替え)



保健所が送信するSMS（ショートメール）番号

➤ 次の番号からのSMSは、保健所からの重要なお知らせ。
通知があった方は必ず確認を。

○ ドコモ、au、楽天回線

「050-5490-7035」

○ ソフトバンク回線

「243056」

※陽性の連絡を受けて、3日過ぎてもSMSが届かない場合は、お住いの管轄保健所に連絡を。

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な取り組み③

◇感染回避のための対策の強化

(特措法第24条第9項)

○会食ルールの強化

- ① 大人数、長時間を避けて、認証店を推奨
- ② 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない
(事前に主催者等が必ず確認を)
- ③ 無料検査も積極的に活用を
- ④ 参加者全員の連絡先を一元的に把握
- ⑤ 飲酒を伴う会食は特に注意
- ⑥ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意
- ⑦ 夏休みで帰省した友人や普段顔を合わせない親族等との会食は、事前に無料検査を活用するなど特に注意
- ⑧ 職場等身近な範囲で、陽性が確認された場合は接触が軽くても、念のため会食に参加しない

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な取り組み④

○夏のイベント対策の徹底・強化（特措法第24条第9項）

- イベント（夏祭り、花火大会等）主催者は、
 - ・ 不特定多数が集まるイベントは、酒類の提供や露店の出店なども含め、コロナ前よりも規模、内容等を縮小・見直し
 - ・ 三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底
（誘導、見回り、注意喚起など）
- 参加者は、
 - ・ イベント参加時の感染回避行動を徹底
（イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ等はしないなど）
- 市町は、地域の感染状況を考慮し、
 - ・ 地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼
（※県においても市町と連携し、イベントの見回り等を実施）
 - ・ 計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を要請
 - ・ 主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な取り組み⑤

○地域スポーツ・文化活動の対策強化 (特措法第24条第9項)

➤県立学校の部活動停止の統一基準等 (※) の準用

(※) 主な内容

【部活動関係者の陽性が確認された場合の対応】

- ・ 陽性者が、発症日等前2日間の内に感染リスクの高い状態で参加していた場合、最終参加日の翌日から活動停止（3日間程度）。
- ・ 更に、陽性者等が確認された場合は活動停止期間を延長。

○公共施設 (スポーツ・文化活動施設) の貸出条件・管理の強化

(特措法第24条第9項)

➤県武道館等の県管理施設の管理者は、 「活動停止の統一基準等」の遵守を許可条件に追加

※市町管理施設にも同様の対応を要請

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な要請内容等①

◇県民の皆さんへの要請等

- 適正受診への協力（協力依頼）
 - ・ 休日・夜間の混雑緩和のため、症状が軽い場合は、心配であれば、平日・日中に受診を
- ワクチン接種の促進（協力依頼）
 - ・ 親子接種、予約なし接種、夜間接種等の活用
- 感染対策の徹底（特措法第24条第9項）
 - ・ 特に会食、イベント、地域スポーツ・文化活動の対策強化への協力
- 高齢者への感染を防ぐ対策の徹底（特措法第24条第9項）
 - ・ 高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクを回避
 - ・ 帰省して高齢の親族等と会う方は、帰省前に陰性を確認
- 防災の観点を含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を備蓄（特措法第24条第9項）

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の主な要請内容等②

◇事業者の皆さんへの要請等

- 夏のイベント対策の徹底・強化 (特措法第24条第9項)
- 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」
「陰性証明」等の提出を求めない (特措法第24条第9項)
- 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が
療養できるように自主療養システムへの協力を (協力依頼)

◇市町への要請 (特措法第24条第9項)

- 夏のイベント対策の徹底・強化 (市長、町長が先頭に
立って対応するよう市長会長、町村会長に依頼済)
- 公共施設 (スポーツ・文化活動施設) の
貸出条件・管理の強化
- ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の要請内容等①

項目	内容
対策期間	令和4年8月9日(火)～8月31日(水)
期間名称	「感染警戒期～特別警戒期間～」(愛媛県BA.5対策強化宣言)
<p>県民の 皆さんへの 要請内容等</p>	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・特に会食、イベント、地域スポーツ・文化活動の対策強化への協力 ○高齢者への感染を防ぐ対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクを回避 ・帰省して高齢の親族等と会う方は、帰省前に陰性を確認 ○防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を備蓄 ○会食ルールの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・会食の注意(大人数、長時間を避けて、認証店を推奨) ・1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない(事前に主催者等が必ず確認を) ・無料検査も積極的に活用を ・会食を行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・飲酒を伴う会食は特に注意 ・会食参加後は、周囲への二次感染に注意 ・夏休みで帰省した友人や普段顔を合わせない親族等との会食は、事前に無料検査を活用するなど特に注意 ・職場等身近な範囲で、陽性が確認された場合は、接触が軽くても、念のため会食に参加しない

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の要請内容等②

項目

内容

県民の 皆さんへの 要請内容等

- 【法要請】
- 夏のイベント対策の徹底・強化
- 地域スポーツ・文化活動の対策強化（県立学校の部活動停止の統一基準等の準用）
- 感染に不安を感じる無症状の方は検査を受検
- 「5つの場面」の注意
- 【協力依頼】
- 適正受診への協力
- ワクチン接種の促進
- 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意
- 換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて

事業者の 皆さんへの 要請内容等

- 【法要請】
- 業種別ガイドラインの遵守
- テレワークや時差出勤等の推進
- BCP（業務継続計画）を策定・点検等し、業務継続を図ること
- 夏のイベント対策の徹底・強化
- 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない
- 人が集まる場所での感染対策の徹底
 - ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等）
 - ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策
- 高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化
- 飲食店での感染対策の徹底
- 【協力依頼】
- 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できるよう自主療養システムへの協力を

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の要請内容等③

項目	内容
市町への要請内容等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夏のイベント対策の徹底・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼 <ul style="list-style-type: none"> ※県においても市町と連携し、イベントの見回り等を実施 ・市町は計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を要請 ・主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知 ○公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化 ○ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化
イベント等開催制限	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ○屋内収容率：大声なし100%、大声あり50% <ul style="list-style-type: none"> ※感染防止策チェックリストを作成・公表（ただし、感染防止安全計画を策定する場合を除く）
イベント関係	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、不特定多数が集まるイベントは、酒類の提供や露店の出店なども含め、コロナ前よりも規模、内容等を縮小・見直し <ul style="list-style-type: none"> 三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底 ○参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底 ○市町は、地域への感染状況を考慮し、地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ※県においても市町と連携し、イベントの見回り等を実施（再掲） ○市町は計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を要請（再掲） ○主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知（再掲）

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の要請内容等④

項目	内容
<p>飲食店</p>	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等
<p>福祉施設の 面会制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施 ○特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性証明を確認するなど 感染対策を徹底
<p>学校活動 の制限等</p>	<p>《教育活動全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク着用をしない状況での身体接触を伴う活動等は極力控える ○児童生徒が多く集合する形態での校内行事は、不急のものは実施を延期するほか、実施方法を変更するなど弾力的に対応 ○校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案し、厳選して実施 <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、上位大会への参加が決定している場合や1か月以内に公式戦への参加を予定している場合に限定
<p>学生の 注意喚起</p>	<p>《大学・専門学校等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の感染リスクに注意

「愛媛県BA.5対策強化宣言」の要請内容等⑤

項目	内容
県主催イベント	○県主催の主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断
県管理施設	○集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 ○施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 ○地域スポーツ・文化活動での利用許可の条件に「活動停止の統一基準等」を追加

イベント等開催制限

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	<p>大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内</p> <p>※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に 声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分 に施さないイベント</p>	<p>大声なし 100%以内</p> <p>※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)</p>
条件	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する

☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。